

## 青森県立高等学校魅力づくり検討会議設置要綱

### (設置)

第1 本県の子どもたちの夢や志の実現に向けた令和10年度以降の県立高等学校の在り方を検討するため、青森県立高等学校魅力づくり検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 検討会議は、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が検討を依頼する次の事項について調査審議し、教育長に報告する。

- (1) これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実について
- (2) 生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

### (検討会議)

第3 検討会議は25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 検討会議に議長及び副議長各1人を置く。

4 議長及び副議長は、委員の互選による。

5 議長は、会議を主宰する。

6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (分科会)

第4 検討会議に、次の表の右欄に掲げる事項を調査検討するため、左欄に掲げる分科会を置く。

名 称	調 査 検 討 事 項
第1分科会	これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実について
第2分科会	生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

2 分科会は、調査検討した結果を検討会議に報告する。

3 分科会は、検討会議の委員（議長及び副議長を除く。）及び専門委員（以下「検討会議委員等」という。）で構成し、検討会議の委員が所属する分科会は議長が指定する。

4 専門委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 関係行政機関の職員

- (3) 前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 5 分科会に分科会長及び分科会副会長各1人を置く。
- 6 分科会長及び分科会副会長は、検討会議委員等の互選による。
- 7 分科会長は、分科会を主宰する。
- 8 分科会副会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地区部会)

第5 検討会議に、次に掲げる地区部会を置く。

- (1) 東青地区部会
  - (2) 西北地区部会
  - (3) 中南地区部会
  - (4) 上北地区部会
  - (5) 下北地区部会
  - (6) 三八地区部会
- 2 地区部会は、検討会議又は分科会からの求めに応じて、地区の意見をとりまとめ、報告する。
  - 3 各地区部会は、10人以内の地区部会委員で組織する。
  - 4 地区部会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。
    - (1) 学識経験者
    - (2) 教育関係者
    - (3) 前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
  - 5 地区部会に地区部会長及び地区部会副会長各1人を置く。
  - 6 地区部会長及び地区部会副会長は、地区部会委員の中から議長が指名する。
  - 7 地区部会長は、地区部会を主宰する。
  - 8 地区部会副会長は、地区部会長を補佐し、地区部会長に事故あるとき、又は地区部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6 第3から第5までに規定する委員等の任期は、委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

(会議)

第7 検討会議は、教育長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8 議長は、必要があるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(準用規定)

第9 第7及び第8の規定は、分科会及び地区部会の会議に準用する。

(庶務)

第10 検討会議、分科会及び地区部会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、検討会議、分科会及び地区部会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。